

兵庫県公報

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

平成19年1月16日 火曜日 第1841号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続等(税務課) 2
- 住居表示の実施に伴う加古郡播磨町の区域内における町の設定、字の区域変更及び字の廃止(市町振興課) 2
- 救急病院の認定(医務課) 6
- 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(同) 6
- 平成10年兵庫県告示第28号(環境影響評価指針)の一部改正(環境影響評価室) 6
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課) 8
- 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧(農地整備課) 16
- 土地改良区役員の住所変更の届出(同) 16
- 土地改良区清算人の退任の届出(同) 17
- 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧(同) 17
- 同 上(同) 18
- 臨時種畜検査の実施(畜産課) 18
- 地域森林計画の樹立及び一部変更(林務課) 18
- 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧(水産課) 19
- 建設業者に対する行政処分(契約・建設業室) 19
- 公共測量を実施する旨の通知(同) 20
- 同 上(同) 20
- 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課) 20
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾課) 21
- 都市計画の変更及び図書の縦覧(都市計画課) 21
- 都市計画の変更についての案の縦覧(同) 22
- 行政手続法に基づく聴聞の実施(土地対策室) 23
- 景観影響評価準備書の縦覧等(景観形成室) 23
- 道路の位置指定(建築指導課) 24
- 同 上(同) 24
- 同 上(同) 24

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(参画協働課) 25
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同) 28
- 入札公告(管財課) 29
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課) 32
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) 32
- 落札者等の公示(管理課) 33

公安委員会告示

- 地域交通安全活動推進委員の委嘱等 33

病院局公告

- 入札公告(県立姫路循環器病センター) 34

病院局辞令

○中馬理一郎ほか36

警察本部公告

○入札公告37

告 示

兵庫県告示第 30 号

次の手続等について、平成19年1月29日から、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

条 例 等	規 定	手続の内容
兵庫県税条例（昭和35年 兵庫県条例第63号）	第121条第1項	自動車税の賦課徴収に関する申告（型式指定車の新車新規登録に限る）
	第157条の7第1項第1号	自動車取得税の申告（型式指定車の新車新規登録に限る）

兵庫県告示第 31 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、加古郡播磨町の区域内において、次のとおり、町の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、播磨町長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年11月5日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井戸敏三

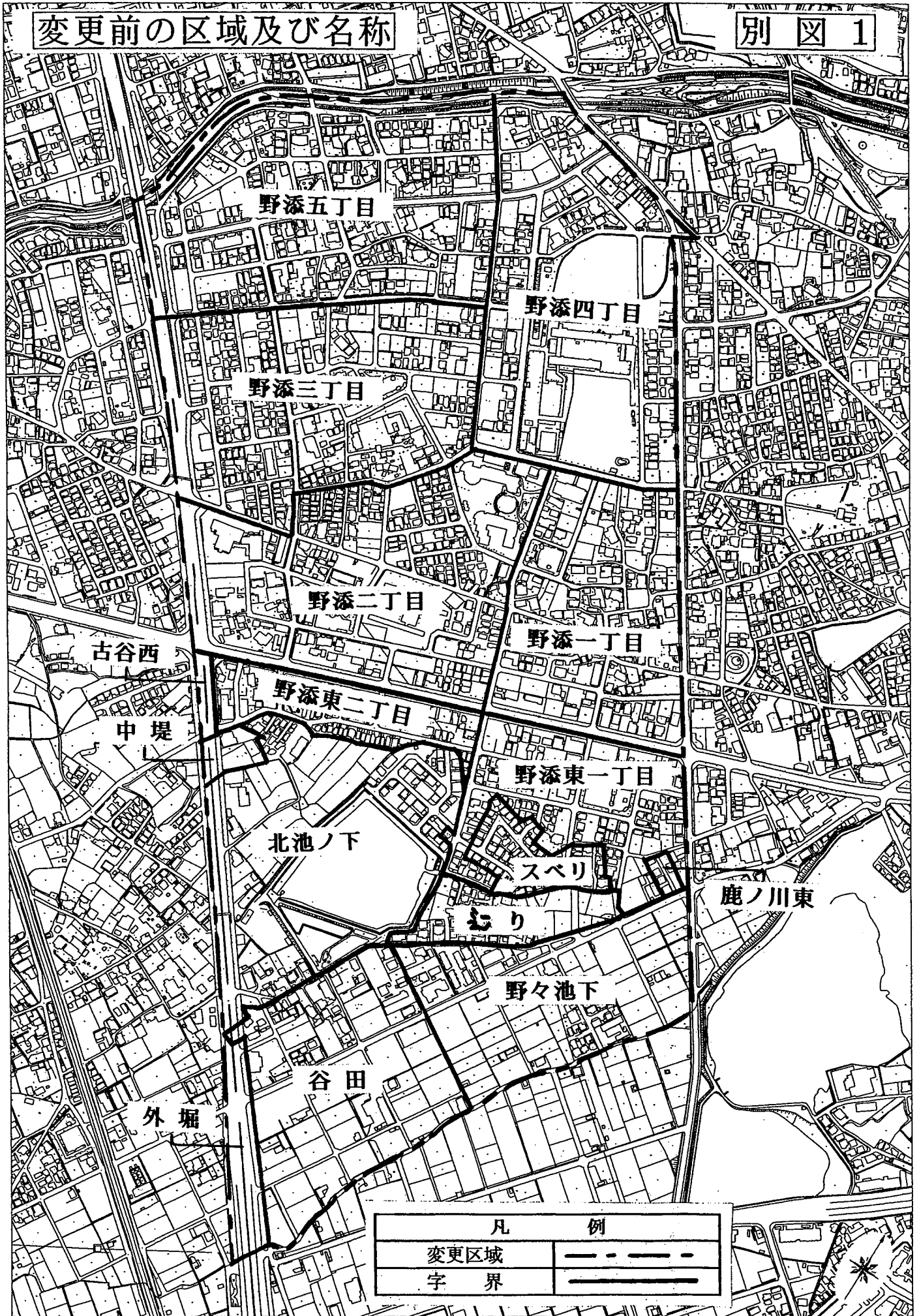
変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
西野添一丁目	町道大中二見線の西側 町道土山新島線の南側 町道北池蓮池線の西側 町道野添北8号線の南側	野添一丁目
西野添二丁目	町道北池蓮池線の西側 町道土山新島線の南側 国道250号線の西側 町道本荘土山線の南側	野添二丁目

	町道二子五反田北線の西側 町道野添北8号線の南側	
西野添三丁目	町道野添北13条線の西側 町道野添北8号線の南側 町道二子五反田北線の西側 町道本荘土山線の南側 国道250号線の西側 町道平岡野添南線の南側	野添三丁目
西野添四丁目	町道大西山ノ代線の南側 町道大中二見線の西側 町道野添北8号線の南側 町道野添北13条線の西側 喜瀬川の中央線 県道別府平岡線の南側	野添四丁目
西野添五丁目	町道野添北13条線の西側 町道平岡野添南線の南側 国道250号線の西側 喜瀬川の中央線	野添五丁目
東野添一丁目	町道大中二見線の西側 明石市との市町界 国道250号線の西側 町道古宮土山線の南側	二子字野々池下の一部 二子字谷田の一部 二子字外堀の一部
東野添二丁目	町道大中二見線の西側 町道古宮土山線の南側 国道250号線の西側 町道二子北部中央線の西側 北池の東側 町道北池蓮池線の西側 町道土山新島線の南側	野添東一丁目 野添字スベリ 野添字鹿ノ川東 二子字沁り 二子字野々池下の一部 二子字谷田の一部 二子字外堀の一部
東野添三丁目	町道北池蓮池線の西側 北池の東側 町道二子北部中央線の西側 国道250号線の西側 町道土山新島線の南側	野添東二丁目 野添字古谷西の一部 二子字北池ノ下の一部 二子字中堤の一部

変更前の区域及び名称

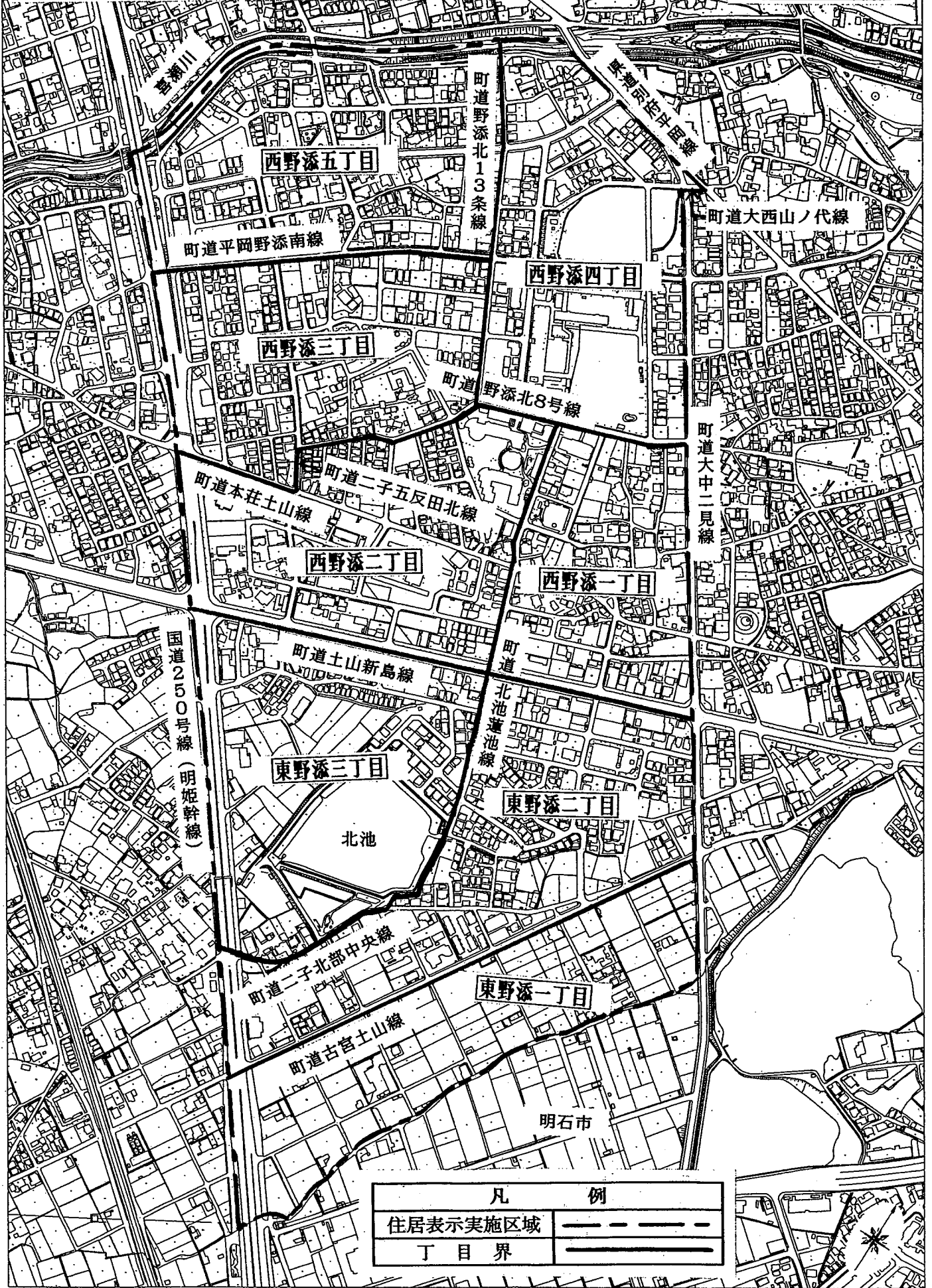
別図1



凡例	
変更区域	-----
字界	—————

変更後の区域及び名称

別図 2



兵庫県告示第 32 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 名 称 | 神戸朝日病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市長田区房王寺町 3 丁目 5 番 25 号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成18年11月 1 日 |
| | 認定の有効期限 | 平成21年10月31日 |
| 2 | 名 称 | 公立学校共済組合 近畿中央病院 |
| | 所 在 地 | 伊丹市車塚 3 丁目 1 番地 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年 1 月 5 日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年 1 月 4 日 |
| 3 | 名 称 | 大西脳神経外科病院 |
| | 所 在 地 | 明石市大久保町江井島1661番地の 1 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成18年12月20日 |
| | 認定の有効期限 | 平成21年12月19日 |
| 4 | 名 称 | 彦坂病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市兵庫区西多聞通 1 丁目 1 番 21 号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成18年10月 1 日 |
| | 認定の有効期限 | 平成21年 9 月 30 日 |

兵庫県告示第 33 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | |
|-------|--------------------------|
| 名 称 | 彦坂病院 |
| 所 在 地 | 神戸市兵庫区西多聞通 1 丁目 1 番 23 号 |
| 撤回年月日 | 平成18年 9 月 30 日 |

兵庫県告示第 34 号

平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針）の一部を次のように改正する。

平成19年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2(1)表中「廃棄物」を「廃棄物等」に、「レクリエーション」を「人と自然との触れ合い活動の場」に改める。

別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 中「8 廃棄物」を「8 廃棄物等」に、「15 レクリエーション」を「15 人と自然との触れ合い活動の場」に改める。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 中「「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック」」を「兵庫県版レッドデータブック」に改める。

別表第 1 環境の状況の款 3 の項中「「環境白書」」を「「土壌汚染対策法」に基づく指定地域、「環境白書」」に改め、同款 8 の項中「「兵庫の一般廃棄物」、「及び「一般廃棄物及び」を削り、同款15の項中「レクリエーション地等」及び「レクリエーション地・施設」を「人と自然との触れ合い活動の場」に改め、同款 16 の項中「また、」の右に「「景観法」、「を加え、「自然公園保護計画・利用計画」を「「自然公園法」、「兵庫県自然公園条例」」に、「美観地区」を「景観地区」に、「伝統的建造物保存地区等」を「伝統的建造物群保存地区等」に改める。

別表第 2 1 の項中「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」を「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」に改め、「（平成 9 年環境庁告示第 4

号)」の右に「、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）（以下「ダイオキシン類の環境基準について」という。）」を加え、同表2の項調査項目の欄から調査方法の欄までを次のように改める。

<p>(1) 水象</p> <p>ア 河川 流量、流況、河川の形態等</p> <p>イ 湖沼 貯水量、流出入水量、湖沼の形態等</p> <p>ウ 海域 潮流、波浪、恒流等</p> <p>エ 地下水 地下水脈等</p> <p>(2) 水質（地下水質を含む。）</p> <p>ア 水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目</p> <p>イ その他の項目 透視度、透明度、塩素イオン量、塩分、濁度、水温等</p> <p>(3) 底質</p> <p>ア 有害物質 水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目（人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類）</p> <p>イ 有機汚濁指標 COD、硫化物及び強熱減量</p>	<p>(1) 水象</p> <p>河川、湖沼については、原則として、月1回以上で1年以上とする。ただし、対象行為の特性等を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>海域については、平均大潮を含む15日間の連続測定とする。ただし、海域の特性等を勘案して、潮流変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>地下水象については、地下水位の変動が把握できる期間及び頻度とする。</p> <p>(2) 水質</p> <p>人の健康の保護に関する項目については、1回以上とする。</p> <p>生活環境の保全に関する項目については、原則として、月1回以上で1年以上とする。ただし、対象行為の特性、水域の汚濁負荷量等を勘案して、年間を通じた変化を把握できる場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 底質</p> <p>ア 有害物質 1回以上とする。</p> <p>イ 有機汚濁指標 原則として、四季の変動が把握できる頻度で行う。</p>	<p>事業の実施により水象・水質・底質が一定程度以上変化すると予想される範囲を含む水域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定し、設定する。</p>	<p>(1) 水象 「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通達）、「海洋観測指針」（昭和45年3月気象庁編）に定める方法等に準拠する。</p> <p>(2) 水質 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号）、「ダイオキシン類の環境基準について」、「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通達）、「水質調査方法」及び「地下水質調査方法」（平成元年9月15日付け環境庁水質保全局長通達）に定める方法等に準拠する。</p> <p>(3) 底質 「底質調査方法」（昭和63年9月8日付け環境庁水質保全局長通達）に定める方法等とする。</p>
---	---	---	---

別表第2 3の項中「（平成3年環境庁告示第46号）」の右に「、「ダイオキシン類の環境基準について」」を加え、同表8の項中「(1) 一般廃棄物 伐採が予定される樹木の状況等 (2) 産業廃棄物（残土を含む。）」を削り、「工作物、」の右に「樹木及び」を加え、「廃棄物」を「廃棄物等」に改め、同表11の項中「選定す